

平成 20 年 12 月 12 日

各 位

東京都千代田区二番町5番地5  
会社名 21LADY株式会社  
代表者名 代表取締役社長 広野道子  
(本名: 藤井道子)  
(コード番号:3346 名証セントレックス)  
情報取扱責任者:IR担当役員 北川善裕

### 内部統制システムに関する基本方針について

当社は、平成20年12月12日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針について、下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

(下線部分が変更箇所です)

#### 記

#### 内部統制システムの基本方針

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、各役職員全員に対し代表取締役社長が繰り返しその精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを周知徹底する。
- ②代表取締役社長を総括とし、各担当部門長においてコンプライアンス体制の推進及び問題点の把握に努める。
- ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名以上の当社との利害関係を有しない社外取締役を常時在籍させる。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ①文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文章または電磁的媒体（以下、文書等）に記録し、保存する。
- ②取締役および監査役は、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①組織横断的リスク状況の監査並びに全社的対応は当社企画部門を中心とし、代表取締役社長が総括する。
- ②各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎とし、毎月

1回の取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ、臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を行う。

- ②社内規程の規程に基づき、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

#### **5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①当社及び当社グループにおける事業ごとの中期事業計画および年次事業計画を取締役会にて報告し、毎月の月次報告にて業務の進捗及び適正の把握を行う。
- ②当社取締役においては、各担当部署においてグループ各社の取締役会及び会議へ出席し状況確認を行い、コンプライアンス及びリスク管理の推進を行う。
- ③当社内部監査担当は、当社及び当社子会社に対し内部監査を行い、その業務の適正性が確保されているかを監査し、代表取締役に報告を行うものとする。  
内部監査担当より報告された事項については、当社取締役会への報告がなされ、改善の必要性を審議の上、各担当部署及び各子会社取締役会への改善のための通告を行うものとする。

#### **6. 監査役を補助する使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保**

- ①監査役が職務の補助を行う使用人の設置を要求したときは、取締役会は監査役会と協議の上補助を行う使用人を置き必要に応じた協力を行う。
- ②当該使用人の人事異動に関しては監査役の意見を尊重するものとする。

#### **7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ①取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的（当社及び当社グループ）に重大な影響を及ぼす事項が生じたときは速やかに報告する。
- ②報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

#### **8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に会合を開催する。
- ②監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行における状況把握を行う。

#### **9. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保、及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

#### **10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力または団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

本件に関するお問い合わせ先

21LADY株式会社 経営企画担当 03-3556-2121

以 上